

2025年10月10日

お客さま各位

### 京都市宿泊税の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

このたび、京都市の宿泊税条例の改定により、2026年3月1日（日）以降のご宿泊分より、宿泊税の税額が変更となります。

すでにご予約をいただいているお客さまにつきましても、2026年3月1日（日）以降のご宿泊には、改定後の税率が適用されます。お客さまにはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

ザ・ホテル青龍 京都清水  
総支配人

### 記

#### 1. 改正日

2026年3月1日（日）ご宿泊分より適用

#### 2. 内容

現行及び改正後の税率		
宿泊料金（1人1泊につき）	税率	
	現行	改正後
6,000円未満	200円	200円
6,000円以上～20,000円未満		400円
20,000円以上～50,000円未満	500円	1,000円
50,000円以上～100,000円未満	1,000円	4,000円
100,000円以上		10,000円

※宿泊料金とは、いわゆる「素泊まり料金（室料及びサービス料）」であり、食事代や消費税等は含みません。

※最新情報および詳細は、京都府京都市公式ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000236942.html>

以上